

# 函館市奨学金返還支援事業について

## (市内企業向けQ & A)

(若者応援企業の登録について)

### Q1. 若者応援企業の登録要件である中小企業等とは？

A1. 以下のいずれかに該当するものとなります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの  
なお詳細は、中小企業庁ホームページをご参照願います。  
[中小企業・小規模企業者の定義 | 中小企業庁 \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/)
- (2) (1)に準ずるものとして市長が認めたもの
- (3) 函館市介護人材等地域定着奨励金交付要綱で定義する事業所
- (4) 函館市保育士等就労奨励金交付要綱で定義する市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園

### Q2. A1の(3)、(4)に該当しますが、法人の従業員数が中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる数を超えています。若者応援企業の登録要件に該当しますか。

A2. 従業員数が300人以上の法人等については、原則、若者応援企業の登録要件に該当しません。ただし、介護職員等・保育職を令和6年4月1日以後に新規採用する場合に限り、従業員規模を問わず、若者応援企業の登録を行うことができます。

### Q3. 従業員数350人の社会福祉法人です。A2によると、若者応援企業の登録要件には原則該当しないとのことですが、本事業の対象者要件に該当する方を法人で運営する市内の介護保険事業所で介護職員（市内の認定こども園で保育職員）として令和6年4月1日以後に新規採用したいと考えています。その場合は、若者応援企業の登録要件に該当しますか。

A3. お見込みのとおり登録要件に該当します。ただし、介護職員、保育職員以外の職種の従業員を新規採用しても、本事業を利用することはできませんので、ご注意願います。

### Q4. 若者応援企業の登録要件を満たさないと登録できないのですか？

A4. 登録要件につきましては、若者応援企業募集要項に記載の「3 若者応援企業の登録要件」を満たす必要がありますが、満たすことができないやむを得ない理由がある場合は、ご相談ください。



Q 8. 介護事業所等（または保育所・認定こども園・幼稚園）で若者応援企業の登録を行った場合、介護事業所（または保育所・認定こども園・幼稚園）としての負担はないのですか？

A 8. 介護事業所等（または保育所・認定こども園・幼稚園）において、支援対象者（従業員）への負担を求めない職種は、介護に直接従事する方（保育所・認定こども園・幼稚園については保育に直接従事する保育士）のみとなります。  
その他の職種（事務職等）の支援対象者を新規採用し、本事業を活用する場合は、市と同額（返還額の1/3）以上の支援をしていただく必要があります。

Q 9. 函館市外に本店（本社）がある企業ですが、若者応援企業に登録後、令和6年4月1日以後に新規採用する社員について、函館市内の支店で研修後、札幌市内の本店に配属とする予定です。支援対象となりますか？

A 9. 函館市外に本店（本社）のある企業が、若者応援企業に登録し、新規採用する社員において本事業を活用する場合は、就業地域を函館市内に限定し雇用していただく必要があります。よって、採用時において既に函館市外での勤務を想定している場合は、要件に該当しないため対象外となるため、ご注意ください。

ただし、採用当初は就業地域を函館市内に限定し雇用したが、その後雇用条件の変更などにより函館市外に転出した場合は、資格喪失時点（函館市転出時点）までの交付を認める場合がありますので、ご相談ください。

（支援対象者について）

Q 10. 若者応援企業の函館支店に所属し、函館市内に住所を有している状況で、長期出張等により函館を離れる場合、その期間は対象外となりますか？

A 10. 基本的には上記期間も対象となりますが、ケースによっては法律上の取扱いとして、函館市から住民票の異動をしなければならない場合も考えられます。  
その場合は要件を満たさなくなるため対象外となります。

Q 11. 令和6年4月1日より前に採用され、奨学金の返還をしている従業員がいます。若者応援企業に登録済ですが、この方は対象にならないのですか？

A 11. 本事業における対象者には該当しませんが、各企業において独自に支援することにつきましては、市としてルール・制約等は設けておりません。

Q 12. 令和6年4月1日より前に採用され、奨学金の返還をしている従業員について、一度解雇し、令和6年4月1日付けで再度採用した場合は対象になりますか？

A 12. 本事業におきましては、本市産業を担う若者人材の確保およびその人材の本

市への定着促進を図ることを目的としており、上記ケースなど、安易な離職・転職に該当するケースにつきましては、本事業の趣旨に反することから、支援対象外といたします。

(その他)

Q13. 市から交付される支援額は、支援対象者の銀行口座に振込となるのですか？

A13. お見込みのとおりです。

(若者応援企業の代理返還)

Q14. 日本学生支援機構の代理返還制度を利用し、支援対象者に代わって直接返還したいと思っています。その場合の本事業の取り扱いはどうなりますか。

A14. 下記の「函館市奨学金返還支援事業における若者応援企業代理返還に伴う取り扱い」のとおりとします。

(若者応援企業の支援額の上限)

Q15. 支援対象者本人の負担分も含めて、企業で支援したいと思っています。企業としてどこまで支援することが可能ですか。

A15. 下記の「函館市奨学金返還支援事業における若者応援企業の返還支援に伴う取り扱い」のとおりとします。

(R6.3.25 追加)

## 函館市奨学金返還支援事業における若者応援企業代理返還に伴う取り扱い

若者応援企業が本事業の支援対象者に代わって、日本学生支援機構に企業が直接奨学金返還額を送金する代理返還にかかる企業、支援対象者の取り扱いについて、以下の通りとする。

### 1 中小企業正職員の場合（基本負担額：市 1 / 3，企業 1 / 3， 支援対象者 1 / 3）

#### （1）企業

##### ①若者応援企業登録申請時

代理返還する旨を市へ意思表示。

##### ②採用時

代理返還する旨を支援対象者へ意思表示。

##### ③採用後，市へ支援対象者の認定申請時

- ・代理返還を行う旨を企業として取り決めたことを確認できるもの（規程等）を添付。
- ・日本学生支援機構が提供する「企業の返還支援（代理返還）システム」（以下、スカラ KI という）の登録が完了していることを確認できるものを添付。

##### ④市へ支援対象者の交付申請時

代理返還した旨を確認できるものを添付。

##### ⑤支援対象者から企業へ下記（2）の返還があった後

市へ支援対象者から返還があった旨を証するものを提出（返還時期は各企業に一任）

#### （2）支援対象者

##### ①企業へ返還

市および支援対象者の負担額（あわせて 2 / 3）を企業へ返還（返還時期は各企業に一任）

ただし、企業が支援対象者負担分（1 / 3）を負担する場合は、市の支援額（1 / 3）のみを企業へ返還（返還時期は各企業に一任）

### 2 介護職員等・保育職員の場合（基本負担額：市 2 / 3，企業負担求めず， 支援対象者 1 / 3）

#### （1）企業

##### ①若者応援企業登録申請時

代理返還する旨を市へ意思表示。

## ②採用時

代理返還する旨を支援対象者へ意思表示。

## ③採用後，市へ支援対象者の認定申請時

- ・代理返還を行う旨を企業として取り決めたことを確認できるもの（規程等）を添付。
- ・日本学生支援機構が提供する「企業の返還支援（代理返還）システム」（以下，スカラ KI という）の登録が完了していることを確認できるものを添付。

## ④市へ支援対象者の交付申請時

代理返還した旨を確認できるものを添付。

## ⑤支援対象者から企業へ下記（２）の返還があった後

市へ支援対象者から返還があった旨を証するものを提出（返還時期は各企業に一任）

## （２）支援対象者

### ①企業へ返還

市および支援対象者の負担額（あわせて 3 / 3）を企業へ返還（返還時期は各企業に一任）

ただし，企業が支援対象者負担分（1 / 3）を負担する場合は，市の支援額（2 / 3）のみを企業へ返還（返還時期は各企業に一任）

(R6.3.25 追加)

## 函館市奨学金返還支援事業における 若者応援企業の返還支援に伴う取り扱い

若者応援企業が支援対象者に支援する際の取り扱いについて、以下の通りとする。

### 【基本の負担割合】

■若者応援企業の負担割合については、下記を基本としている。

- ・一般企業の正職員の場合は、返還額の1/3以上

(例) 年間返還額36万円(月3万円\*12月)の場合

市	1/3	12万円	
企業	1/3	12万円	
対象者	1/3	12万円	を各自負担

- ・介護職員等、保育職員の場合は、負担を求めない

(例) 年間返還額36万円(月3万円\*12月)の場合

市	2/3	24万円	
企業		0万円	
対象者	1/3	12万円	を各自負担

### 【企業が対象者分を負担】

■若者応援企業の負担割合については、下記のとおりとなります。

- ・一般企業の正職員の場合、基本は例1のとおり返還額の2/3までですが、市が設定している年間返還額の上限(年間36万円)を超える額を返還する場合は、例2のとおりとなります。

(例1) 年間返還額36万円(月3万円\*12月)の場合

市	1/3	12万円(年間上限支援額)	
企業	2/3	24万円(市の支援額を除いた額まで支援可能)	
対象者		0万円	を各自負担

(例2) 年間返還額72万円(月6万円\*12月)の場合

市		12万円(年間上限支援額)	
企業		60万円(市の支援額を除いた額まで支援可能)	
対象者		0万円	を各自負担

・ 介護職員等，保育職員の場合，下記のとおりとなります。

(例) 年間返還額 36 万円 (月 3 万円 \* 12 月) の場合

市 2 / 3 24 万円 (年間上限支援額)

企業 12 万円 (市の支援額を除いた額まで支援可能)

対象者 0 万円 を各自負担

**【企業が定額支援する場合】**

- 若者応援企業が返還額のうち，2 / 3 を超える額を定額負担する場合 (一般企業の正職員) や，1 / 3 を超える額を定額負担する場合 (介護職員等・保育職員) についての取り扱いについては，別途お問い合わせください。